

特定非営利活動法人八丈島あそびと文化のNPOあびの実 細則

1. 目的

この細則は、特定非営利活動法人八丈島あそびと文化の NPO あびの実定款(以下、「定款」という。)に定めた内容を補足し、特定非営利活動法人八丈島あそびと文化の NPO あびの実(以下「当法人」という。)を適切に運営することを目的とする。

2. 位置づけ

この細則は、定款の下位文書として位置づけられる。

3. 会員

定款第6条に規定する一般会員については、下記のような種別を設ける。

(1) 正会員 総会の評決権を持つ19歳以上の個人

(2) 一般会員

① 一般賛助会員 19歳以上の個人

② ハート会員 介助が必要な19歳以上の個人

③ 子ども会員 4歳から18歳の個人

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した団体

4. 入会金及び年会費

年会費については、下記のように定める。

(1) 正会員 入会金0円 年会費5,000円

(2) 一般会員

① 一般賛助会員 入会金0円 年会費3,000円

② ハート会員 入会金0円 年会費3,000円

③ 子ども会員 入会金0円 年会費無料

(3) 賛助会員(団体) 入会金0円 年会費10,000円

5. 特別会費、入場料及び参加費

舞台芸術鑑賞や表現活動、体験活動の特別会費、入場料及び参加費については、理事会で決定する。舞台芸術鑑賞事業における1日会員の会費のことを特別会費とする。

6. 役員

定款第12条に定める役員については、下記のように定める

(1) 理事長は運営委員長を兼任する。

- (2)副理事長は副運営委員長を兼任する。
- (3)運営委員は理事が兼任する。
- (4)運営委員は定数を定めず、必要に応じて、理事以外の正会員の中から選任できる。
- (5)運営委員を選任する際は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- (6)運営委員は理事会に参加し、運営業務を担う。
- (7)事務局長、会計、広報、庶務は、運営委員の中から、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- (8)運営委員の任期は理事の任期に準じる。

7. 細則の施行及び改正等

- (1)承認 この細則は理事会によって承認される。
- (2)実施 この細則は理事会が施行日を決定する
- (3)この細則は定期的に見直しを行い、改正が必要となった場合には、上記(1)及び(2)に従うとともに、改正後の内容をすべての会員に周知しなければならない。

2014年5月23日施行

2023年6月18日改訂

2025年7月5日改訂